

指定管理者評価について

(1) 指定管理者評価の目的

大仙市では、指定管理者制度導入に係る基本方針に基づき、公の施設の管理運営について指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上及び経費の節減などに努めている。制度導入から10年が経過し、指定管理者のノウハウを生かした効率的な運営により経費の削減が図られた施設や自主事業など独自の取組により利用者数が伸びている施設もあり、市民サービスの向上に一定の効果が表れている。一方で、赤字の施設や利用者数が減少している施設など成果があまりみられない施設も見受けられる。このことから、指定管理者に施設の管理・運営を任せっきりにするのではなく、制度導入の目的と効果を意識し、市が責任を持って指定管理者が提供する公共サービスの水準を監視（評価、測定）することが重要である。

指定管理者評価では、制度の適正かつ効率的な運用を図るとともに、指定管理者による施設の管理・運営の状況（指定管理者による業務の履行が、条例・規則及び仕様書や協定書等に従い適切に行われているか等）、実績（収支や利用者数の推移等）などを適切に評価し、その結果を基に指定管理者と協議、或いは指導、助言を行うことで、施設の有効利用、市民サービスの向上などに的確に反映させることを目的とする。

(2) 評価の視点

行政評価と利用者評価（アンケート）を実施し、以下の項目等について評価する。

- ①利用者が平等に利用でき、かつ、サービスの向上ができているか。
- ②施設の効果が最大限に発揮されているか。
- ③施設の適切な維持及び管理、並びに経費の縮減が図られているか。
- ④施設の管理を安定して行うための人員配置及び経営上の配慮がなされているか。
- ⑤その他、施設の性質又は目的に応じた基準に基づき履行しているか。

(3) 評価基準

- ・指定管理者の管理運営に関する評価シートの項目ごとに採点する。
- ・評価項目ごとの採点を総合して、最終的に4段階（A B C D）で評価を行う。

| 総得点 | ランク | 評価 |
|------------|-----|-----------------|
| 85点以上 | A | 優れていると認められる。 |
| 60点以上85点未満 | B | 適正であると認められる。 |
| 40点以上60点未満 | C | 努力が必要であると認められる。 |
| 40点未満 | D | かなりの努力が必要である。 |

(4) 評価対象

評価を行った年度の4月1日現在、指定管理者制度を導入している全ての施設を対象とする。

※ただし、評価を行った年度から指定管理者が変更となった施設は除く。

(5) 協議の経過及び今後の方針

改善しなければならない事項については、指定管理者と協議し、必要な改善指導を行う。

また、その後の改善に向けた取り組みや改善状況を的確にフォローする。